様式第1号(第3条関係)

釜石市子育て応援企業認定申請書

年　　月　　日

　釜石市長　あて

申請者　住所

名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　印

　釜石市子育て応援企業認定制度実施要綱第3条の規定により、釜石市子育て応援企業の認定について、下記のとおり申請します。

1　企業の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 企業の所在地 | 〒　　　― | | |
| フリガナ |  | | |
| 企業の名称 |  | | |
| 業種 |  | | |
| 資本金又は出資金 | 円 | | |
| 従業員数 | 人(うち男性　　　　人、女性　　　　人) | | |
| 記入担当者の所属及び氏名 |  | | |
| 電話番号 | (　　　) | FAX番号 | (　　　) |
| Eメールアドレス |  | | |

2　子育て応援に関する理念・方針

|  |
| --- |
|  |

3　仕事と生活の調和推進に関する取組内容

　別紙のとおり

　備考1　企業の概要がわかるパンフレット等を添付すること。

　備考2　就業規則(写)又は労働協約(写)を添付すること。

別紙　仕事と生活の調和推進に関する取組内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 認定基準項目 | | | | 該当する項目に○をつけてください | 取組内容やその状況 |
| (1) | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「法」という。)で定める次の制度のいずれかについて、当該法律の規定を上回る措置を講じている。 | | |  |  |
|  | 育児休業（子が1歳以上のもの） | |  |  |
| 介護休業（通算93日を上回る又は3回を上回る分割取得のもの） | |  |  |
| 子の看護休暇又は介護休暇 | |  |  |
| (2) | 法で定める次の所定外労働の制限のいずれかについて、当該法律の規定を上回る措置を講じている。 | | |  |  |
|  | 育児を行う労働者の所定外労働の制限 | |  |  |
| 家族介護を行う労働者の所定外労働の制限 | |  |  |
| (3) | 法で定める次の時間外労働の制限のいずれかについて、当該法律の規定を上回る措置を講じている。 | | |  |  |
|  | 育児を行う労働者の時間外労働の制限 | |  |  |
| 家族介護を行う労働者の時間外労働の制限 | |  |  |
| (4) | 法で定める次の深夜業の制限のいずれかについて、当該法律の規定を上回る措置を講じている。 | | |  |  |
|  | 育児を行う労働者の深夜業の制限 | |  |  |
| 家族介護を行う労働者の深夜業の制限 | |  |  |
| (5) | 法で定める次の勤務時間の短縮等について、当該法律の規定を上回る措置を講じている。 | | |  |  |
|  | 育児のための勤務時間の短縮等 | |  |  |
|  | 短時間勤務の制度（子が3歳以上のもの） |  |  |
| フレックスタイム制 |  |  |
| 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ |  |  |
| 労働者が利用する子育てサービスの費用の助成 |  |  |
| 家族介護のための勤務時間の短縮等（利用開始日から3年の間で2回を上回るもの） | |  |  |
|  | 短時間勤務の制度 |  |  |
| フレックスタイム制 |  |  |
| 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ |  |  |
| 労働者が利用する介護サービスの費用の助成 |  |  |
| (6) | 妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者に対し、再雇用の措置を講じている。 | | |  |  |
| (7) | 育児休業又は介護休業期間中の者に対し、職場復帰支援等の措置を講じている。 | | |  |  |
| (8) | 年次有給休暇の取得の促進及び所定外労働の削減に向けた措置を講じている。 | | |  |  |
| (9) | 事業所内託児施設を設置している。 | | |  |  |
| (10) | その他市長が特に優良と認める、仕事と生活の調和推進に関する取組みを行っている。 | | |  |  |

※　取組内容が確認できる書類等を添付してください。

※　おおむね過去2年間の状況を記入してください。